

このほど警察庁から発表された「令和6年における交通事故の発生状況等について」によれば、自転車の「ながら運転」による死亡・重傷事故件数が過去最悪となりました。

事故原因別の「携帯電話等使用」が28件で前年から2件増加し、それまでのワーストであった前年の記録を更新してしまいました。

状況別では、動画などの閲覧中が25件で全体の9割を占めました。

年齢別データ（令和2年以降5年間の累計）では、19歳以下が過半数を占めています。

昨年11月に施行された改正道路交通法では、自転車の「ながら運転」に対し以下のような罰則が設けられています。

- ・6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金
- ・交通事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

上述のように若年層の死亡・重傷事故件数が多い状況ですので、生徒の皆さんにはあらためて自転車利用時のルール・マナー遵守について指導・注意喚起をされてはいかがでしょうか。

なお当財団では、自転車やバイクなどの交通安全に関する専門講師による出前授業を無償で実施しています。

「ドライバー・自転車・歩行者から見た交通安全」「自転車事故のリスクと損害保険の役割」を含む6つの講習テーマで、現在令和7年度実施分のお申込みを受け付けています。

どうぞご活用ください。

メニューやお申込み方法等の詳細については、以下 URL をご参照願います。

<https://jaef.or.jp/lifestyle-teacher/>

---

日本自動車教育振興財団 メルマガ事務局

【読者の皆さまへ】

私どもは、先生方や高校生の皆さんにより有益なご支援を提供してまいりたいと考えております。つきましては、当財団の事業やご支援メニューについて、ご意見やご要望等をお寄せください（以下のいずれかの方法にてお願いします）。

1. 当メルマガに返信
2. SNS でのコメント、返信

ツイッター <https://twitter.com/jidousyakyoku>

フェイスブック <https://www.facebook.com/jaef2019/>